## マイナンバーカード休日交付窓口 の臨時開設について

マイナンバーカードの休日交付窓口を次のとおり臨時開設します。

交付通知書 (はがき) がお手元に届いた方で、平日にご都合がつかない方はご利用ください。

開設日時 2月23日(日)午前9時~正午

3月28日(土)午前9時~正午

**開設場所** 役場住民課窓口

- ※受け取りは交付申請者本人がお越しください。また、交付申請者が15歳未満の方または成年被後 見人の場合は、法定代理人の同行も必要です。
- ※混雑状況により、相当時間お待ちいただくことも予想されますので、あらかじめご了承ください。
- ※受け取りには、●交付通知書(はがき)、●通知カード、●住民基本台帳カード(所有者のみ)、●運 転免許証等の本人確認書類(法定代理人も必要)等が必要です。 必ず持参してください。
- ※臨時休日交付窓口では、通知カードの受け取りも出来ますが、その他の住民課業務(戸籍、住民異 動、各種証明書の発行等) は行いませんので、ご了承ください。

**問合せ先** 役場 住民課 内線121·174

## マイナンバーカードの

## 交付申請は、與っ いつやるか?









それは、なぜか?

令和2年度には、消費活性化策としてマイナンバーカードを活用したお買い物等に使えるマイナポ イントの付与や、マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始が予定されていることから、今 後、マイナンバーカードの交付申請が大幅に増加し、役場住民課窓口が混雑することが予想される からです。

マイナンバーカードを活用したサービスが本格実施される前の今こそ、申請のチャンスです。 ぜひ、マイナンバーカードの交付申請をお急ぎください!

この先、マイナンバーの通知は、「通知カード」で行わないことが決定されており、マイナンバー カードは、健康保険証としての利用のほか、運転経歴証明書、障害者手帳、診察券、たばこ自動販売 機のタスポカードとの一体化等が検討されていて、ますますその利活用の場面は増え続けます。

国は、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有する社会になることを想定して、さまざまな サービスの拡大を推進しています。

## 便利で必要不可欠 マイナンバーカード 子どもも大人も作りましょ

任せて!

申請は、郵送、オンライン(パソコン、スマホ、まちなかの証明写真機、役場住民 課のタブレット端末)で簡単にできます。

「よく分からない」「パソコン、スマホが無い」という方は、役場住民課の無料 オンライン申請サービスをご利用ください。しっかりと申請のお手伝いをします。

**問合せ先** 役場 住民課 内線121·174